

## 資料2 今治市民活動センター施設概要

### [建物概要]

構 造	鉄筋コンクリート製スレート葺
階 数	地上2階建
敷地面積	961.66 m <sup>2</sup>
延床面積	569.77 m <sup>2</sup>
建築年月日	1985/10/1
施設内容	1階 大会議室 (37.35 m <sup>2</sup> /最大定員 35名) センター管理室、印刷室、ロビー 市民活動団体用事務室 (6室) 身障者用トイレ 他 2階 中会議室1、中会議室2 (共に 18.56 m <sup>2</sup> /最大定員 12名) 市民活動団体用事務室 (8室) 屋外 駐車場 身障者用スロープ

資料3 施設等の維持管理に関する業務基準表

今治市民活動センター

業務名	対象業務	対象施設等	管理の内容等
植栽管理業務	植栽管理	<植栽管理> ・除草 (面積 10㎡)	必要に応じて随時
		<樹木管理> ・剪定 (マメツゲ) 約10本	年1回
清掃管理業務	清掃	<日常的な整理・整頓> ・トイレ (2ヶ所) 清掃管理 ・屋外一般清掃、床清掃、窓ガラス清掃 ・敷地内・駐車場清掃	毎日 (床清掃 週3回以上、 窓ガラス清掃 年2回以上)
保守点検業務	消防設備保守点検	<自動火災報知設備> ・受信機 P型2級 5回線 1個 ・差動式スポット型感知器 32個 ・定温式スポット型感知器 7個 ・光電式スポット型感知器 5個 ・地区音響装置 2個 ・発信機 P型2級 2個 ・表示灯 2個 <消火器> ・A粉末消火器 6本 <誘導灯> ・避難口誘導灯 中形5台 ・通路誘導灯 中形2台	年1回 (機能点検) 年1回 (総合点検)
保安警備業務	警備	<巡回警備> ・施設内を巡回	毎日2回 (巡回による警備)
	日常点検	<巡回点検> ・施設、設備等の状況の点検	毎日2回 (巡回による点検)
廃棄物処理業務	廃棄物 (ごみ) 処理	<施設の廃棄物処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、今治市 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、 同規則等を遵守すること。	必要に応じて随時

## 個人情報・特定個人情報取扱特記事項

## (基本事項)

第1 指定管理者は、その業務を実施するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (秘密の保持)

第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても同様とする。

## (厳重な保管及び搬送)

第3 指定管理者は、この業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

## (委託)

第4 指定管理者は、今治市の許諾があるときを除き、この業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、今治市の許諾を得て、この業務に係る個人情報の処理を第三者に委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

## (特定個人情報の処理についての委託)

第5 指定管理者は、特定個人情報の処理を第三者に委託するときは、次に掲げる事項を含め、指定管理者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を委託するものとし、今治市の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 指定管理者は委託先との間で、今治市民活動センター指定管理業務仕様書（この特記事項を含む。以下同じ。）に定める業務基準と同等の内容の委託契約を締結しなければならないものとする。また、委託先には指定管理業務において指定管理者に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。委託契約の中には、委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、今治市及び指定管理者の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。今治市は、指定管理者が委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

（業務目的以外の利用等の禁止）

第6 指定管理者は、次2項に定める場合のほか、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 指定管理者は、特定個人情報を、その業務の目的以外に利用してはならない。

3 指定管理者は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 指定管理者は、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出し禁止）

第8 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を指定管理者の事業所以外の場所（特定個人情報については、指定管理者の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第9 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、今治市に報告し、その指示に従わなければならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、今治市に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、今治市に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの項に対する申立てが、指定管理者の責任範囲に属するときは、指定管理者は、今治市が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、指定管理者に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は、速やかに、今治市に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 今治市が必要と判断するときは、今治市は、指定管理者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 指定管理者は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後、この業務に係る個人情報を、速やかに今治市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、今治市の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

第11 今治市は、この業務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、指定管理者から報告を徴収することができる。

- 2 前項の報告は、今治市が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、今治市は、指定管理者に対し、書面により業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 今治市及び指定管理者は前項の確認の結果を踏まえ、指定管理業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 今治市又は今治市の指定した者は、指定管理者に事前に通知し、指定管理者の承諾を得た上でいつでも、その業務に支障を生じさせない範囲内において指定管理施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複製、指定管理者の役員及び従業員への事情聴取等業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。指定管理者は、合理的事由のある場合を除き、今治市又は今治市の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

- 2 前項の監査又は検査の結果、指定管理者の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と今治市が判断した場合、今治市は指定管理者に対し、その改善を要請することができる。
- 3 指定管理者は、今治市が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、指定管理者の費用で、今治市が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、今治市の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 指定管理者は、今治市の監督当局に対する義務の履行等（今治市を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他今治市の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、今治市に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

（措置事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償）

第13 今治市は、指定管理者がこの特記事項に違反していると認めたときは、指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じること、及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第14 指定管理者は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 今治市民活動センター 自動体外式除細動器（AED）管理仕様書

## 1. 保守点検等

指定管理者はAEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、下記のとおり保守点検等を実施すること。なお、点検担当者は複数の者による当番制として差支えない。

点検担当者は特段の資格を必要としないが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。

## (1) 日常点検

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合は、必要に応じて、速やかに製造販売業者（保守点検業者）等に連絡し、点検を依頼すること。

## (2) 消耗品の交換時期の点検

AEDの本体または収納ケース等に、電極パッドやバッテリーなどの交換時期を記載したラベル等を表示することで交換時期を日頃から適切に把握し、交換時期を超過する場合には市に連絡すること。なお、原則として消耗品の交換については年1回、市から指定管理者に指示する。

## (3) 消耗品等交換時の費用負担

電極パッドやバッテリーの交換及び機器本体の更改に係る経費の負担は下記のとおりとする。

実施内容	交換等の時期	費用負担
電極パッド交換	年1回 使用の都度	市
バッテリー交換	4年に1回（目安） 使用頻度に応じ交換	市
機器本体の更改	8年に1回	市

## 2. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いた救命活動が行われた際には、その都度、市に報告すること。

# 今治市民活動センター 備品台帳

令和3年3月31日現在









































(1) 今治市民活動センター使用状況

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、市の指示で使用制限を実施。

1. 会議室利用実績

区分	時間帯	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		使用団体数	使用人数	使用団体数	使用人数	使用団体数	使用人数	使用団体数	使用人数	使用団体数	使用人数
大会議室	午前 (10:00~12:00)	95	821	68	459	95	824	83	623	50	326
	午後 (12:00~17:00)	189	1,272	214	1,423	230	1,597	211	1,705	141	961
	夕方 (17:00~19:00)	27	80	52	198	57	314	26	144	7	19
	終日 (19:00~22:00)	95	657	81	553	80	540	106	803	76	574
	合計	406	2,830	415	2,633	462	3,275	426	3,275	274	1,880
中会議室1	午前 (10:00~12:00)	97	416	60	256	61	282	75	304	29	133
	午後 (12:00~17:00)	89	383	78	320	81	404	103	389	48	171
	夕方 (17:00~19:00)	33	90	29	94	29	98	10	47	1	6
	終日 (19:00~22:00)	48	265	43	225	35	186	54	224	28	89
	合計	267	1,154	210	895	206	970	242	964	106	399
中会議室2	午前 (10:00~12:00)	88	333	61	266	62	287	79	319	19	47
	午後 (12:00~17:00)	56	208	41	163	42	223	46	211	47	137
	夕方 (17:00~19:00)	4	11	10	32	9	30	1	3	0	0
	終日 (19:00~22:00)	12	62	13	57	15	57	7	21	3	14
	合計	160	614	125	518	128	597	133	554	69	198
	総計	833	4,598	750	4,046	796	4,842	801	4,793	449	2,477

2. 相談・ボランティアコーディネート業務

年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
業務	相談	ボランティア コーディネート	相談	ボランティア コーディネート	相談	ボランティア コーディネート	相談	ボランティア コーディネート	相談	ボランティア コーディネート
件数	132	115	134	108	144	97	126	71	112	30

今治市民活動センター収支状況

【収入の部】

(単位:円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度
市指定管理料	7,611,428	7,560,000	7,560,000	7,630,000	7,700,000
使用料収入	284,394	279,780	279,079	297,204	271,081
事務室入館団体水道光熱費	284,394	279,780	279,079	297,204	271,081
その他の収入見込み	203,867	129,531	206,326	180,578	172,966
印刷機使用料収入	203,867	129,531	206,326	180,578	172,966
収入合計(A)	8,099,689	7,969,311	8,045,405	8,107,782	8,144,047

【支出の部】

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度
人件費	5,851,158	5,863,177	5,864,439	5,870,098	5,871,933
常勤職員	3,884,514	3,892,444	3,893,285	3,897,016	3,898,223
基本給	3,090,000	3,090,000	3,090,000	3,090,000	3,090,000
諸手当	257,500	257,500	257,500	257,500	257,500
共済費	537,014	544,944	545,785	549,516	550,723
臨時職員	1,966,644	1,970,733	1,971,154	1,973,082	1,973,710
基本給	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000
諸手当	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
共済費	276,644	280,733	281,154	283,082	283,710
光熱水費	655,444	655,054	638,364	644,640	593,971
電気	570,233	570,771	564,496	573,662	527,631
ガス	11,375	12,237	12,313	13,554	13,280
上下水道	35,790	49,468	32,568	33,886	35,564
燃料	38,046	22,578	28,987	23,538	17,496
設備等保守点検費	35,316	35,316	35,316	35,970	35,970
消防設備	35,316	35,316	35,316	35,970	35,970
電気設備	0	0	0	0	0
空調設備	0	0	0	0	0
浄化槽設備	0	0	0	0	0
清掃・植栽・警備等	21,600	0	0	0	0
浄化槽清掃	0	0	0	0	0
植栽管理	0	0	0	0	0
警備	0	0	0	0	0
廃棄物処理	21,600	0	0	0	0
維持修繕費	292,269	185,000	204,504	146,680	223,020
施設・設備修繕	292,269	185,000	161,264	123,680	223,020
備品修繕	0	0	43,240	23,000	0
事務局費	859,116	956,805	1,040,634	1,018,198	1,114,870
旅費	1,640	23,464	5,580	14,340	0
消耗品費	344,159	405,677	560,521	473,775	685,740
印刷製本費	177,768	245,700	135,540	163,040	118,800
通信運搬費	255,198	231,363	231,383	249,444	296,763
食糧費	9,407	7,150	12,592	10,696	2,430
図書費	18,896	0	0	7,122	0
報償費	44,548	33,411	84,548	93,411	11,137
使用料及び賃借料	7,500	10,040	10,470	6,370	0
負担金	0	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0	0
その他	384,786	273,959	262,148	392,196	304,760
備品購入費	128,636	28,929	17,388	147,436	60,000
保険料	4,150	5,270	5,000	5,000	5,000
機器リース料	252,000	239,760	239,760	239,760	239,760
公課費(消費税等)	0	0	0	0	0
支出合計(B)	8,099,689	7,969,311	8,045,405	8,107,782	8,144,524

収支(A)-(B)	0	0	0	0	-477
-----------	---	---	---	---	------

## (1) 今治市民活動センター 備品購入実績

年度	購入	購入備品	規格	購入の目的	購入の時期	購入経費 (円)
H28年度	指定管理者	掃除機	日立 CV-PA8 (H)	使用していた掃除機の故障のため。	7月6日	14,256
H28年度	指定管理者	F A X通信付電話機	パナソニック KX-PD552DL	使用していた電話機の故障のため。	8月13日	14,580
H28年度	指定管理者	ノートパソコン	mouse MB-BN251782SAB-ZN	事務作業に必要なため。	1月16日	99,800
H29年度	指定管理者	デジタルカメラ	Canon PowerShot SX720 HS ブラック	使用していたデジタルカメラの故障のため。	11月20日	28,929
H30年度	指定管理者	掃除機	パナソニック MCPK19A	使用していた掃除機の故障のため。	9月4日	17,388
R1年度	指定管理者	エアコン (エアコンリサイクル料金、収集運搬、取付工事費込)	日立 RASDM25JE7WS	貸事務所「201」 設置していたエアコンの故障のため。	5月8日	99,036
R1年度	指定管理者	粉末消火器 5本	A B C粉末消火器 10型 蓄圧式 エコマーク付	交換時期のため。	5月22日	48,400
R2年度	指定管理者	エアコン (エアコンリサイクル料金、収集運搬、取付工事費込)	三菱重工 SRK-22TK 6畳用	貸事務所「107」 設置していたエアコンの故障のため。	3月31日	60,000
						382,389

## (2) 今治市民活動センター 維持修繕実績

年度	施工	施設名	施設/備品	修繕箇所	修繕内容	数量	修繕の時期	実施経費
平成28年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	1階共用トイレ	和便から洋式トイレへの修繕	1式	2月20日	292,269
平成28年度	今治市	今治市民活動センター	施設	施設裏ブロック塀	老朽化したブロック塀の撤去	1式	4月27日	496,800
平成29年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	大会議室	雨漏りに伴うコーキング打ち換え工事	1式	10月21日	5,000
平成29年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	事務室 いまばり市民劇場	ロータンクボールタップトイレ用 取替	1式	12月19日	8,000
平成29年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	大会議室 台所	キッチン用混合栓 キッチン蛇口 取替	1式	12月19日	10,000
平成29年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	2階廊下	絨毯の劣化による張替	1式	2月22日	162,000
平成29年度	今治市	今治市民活動センター	施設	螺旋階段、外壁、屋根	螺旋階段さび止め塗装、外壁シーリング処理、雨漏り修繕	1式	11月30日	410,400
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	備品	屋外	不使用の石油タンクからの重油の抜き取り・破棄の作業	1式	4月11日	3,240
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	1階・2階廊下・貸事務所	劣化による網戸の張替(8枚)	1式	5月13日	20,000
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	1階 大会議室	劣化による蛍光灯の取替	1式	6月20日	6,000
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	2階 中会議室1 屋外 雨どい	2階中会議室1の外壁にある雨どいの劣化により、空調関連の穴・ホース等からの室内への雨の吹込みあり。改善のための修繕。	1式	8月1日	7,000
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	備品	1階 コピー室	貸出用紙折機の不具合があり、メンテナンスの結果、劣化備品の交換修繕。	1式	10月24日	30,240

年度	施工	施設名	施設/備品	修繕箇所	修繕内容	数量	修繕の時期	実施経費
平成30年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	2階廊下・窓	劣化による絨毯の張替後、劣化を防ぐためのブラインドの設置。	1式	3月29日	138,024
平成30年度	今治市	市民活動センター	施設	外壁	裏側外壁シーリング、正面側梁部爆裂修繕、全体外壁面カケ部等修繕 ※施設の老朽化に伴うものであり、緊急性があるため市で対応。	1式	7月31日	324,000
令和元年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	貸事務所202	コンセント(デスク前1ヶ所)が使用中に熱を持つとの使用者からの報告に基づき、調査。コンセント器具内のバネの劣化があったため、交換した。	1式	5月8日	2,000
令和元年度	指定管理者	今治市民活動センター	備品	中会議室1	冷暖房の効きが悪いとの指摘に基づき、メンテナンスを実施。室外機の中のガスの劣化が原因であるとの調査結果から、ガスを交換した。	1式	5月8日	20,000
令和元年度	指定管理者	今治市民活動センター	備品	中会議室2	空調のリモコンが動きにくい等の支障に伴い、交換した。	1式	5月8日	3,000
令和元年度	指定管理者	今治市民活動センター	備品	印刷室 障害者用トイレ 貸事務所207	網戸の劣化に伴い、張り直しをした。	1式	10月12日	7,500
令和元年度	指定管理者	今治市民活動センター	施設	駐車場への駐輪施設	駐輪施設の設置ニーズに伴う設置。	1式	3月30日	114,180
令和元年度	今治市	今治市民活動センター	施設	駐車場ブロック塀	安全確保のため高いブロック塀の上部を切断・撤去した。	1式	8月30日	1,620,000
令和2年度	今治市	今治市民活動センター	施設	施設外壁修繕	廊下外壁爆裂修繕、大会議室外窓下のクラック修繕 ※施設の老朽化に伴うものであり、緊急性があるため市で対応。	1式	3月30日	220,000
								3,899,653